

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請について

（１）支給対象者は？

在宅で生活している要支援者及び要介護者。

（２）支給対象の工事は？

①手すりの取付け	廊下、浴室、便所、玄関等に転倒予防や移動などの目的のために設置するもの。（貸与に該当するものは除く。）
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの。 （敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ、浴槽の取替など。但し、福祉用具貸与に該当する「スロープ」、購入に該当する「浴室内すのこ」は除く。また、昇降機、リフトなどの機械設置工事を除く。）
③床材の変更	居室においては、畳敷きからフローリング等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更等。
④扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取り替えや扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等。
⑤便器の取替え	和式便器から洋式便器への取替え、既存の便器の位置や向きの変更。
⑥付帯工事	前各号の住宅改修に付帯して必要となる工事。

（３）支給限度額は？

20万円までの工事費用について、9割、8割または7割に相当する金額を支給します。

（介護度が3段階（要支援2と要介護1は性質上、同一段階とする）以上高くなった場合、または転居した場合、再度利用することができます。）

（４）利用方法は？

住宅改修費の支給対象となる工事かどうか、市に事前の申請が必要です。

（事前申請書類：支給申請書、理由書※¹、見積書、図面・平面図、日付入りの工事前写真、承諾書※²、受領委任状※³）

※ 1：次の有資格者が記入できます。

・介護支援専門員（要介護）・地域包括支援センター（要支援）・福祉住環境コーディネーター2級以上

※2：改修する家屋が利用者本人の所有では無い場合。（家族所有や借家の場合）

※3：事業所の同意が得られた場合

（５）支給はいつ？

工事完了後に必要書類を市に提出します。後日、支払額の9割、8割または7割が支給されます。

（必要書類：領収書、工事費内訳書、日付入りの工事前後の写真）

（６）申請・受領委任制度…

（５）の申請や給付費の受領を事業者委任することにより、利用者は自己負担分のみを支払う制度です。

（希望される場合は、事前に事業者の同意が必要です。）

【 申 請 の 手 順 】

①. 住宅改修についてケアマネジャー等に相談



②. 事前申請書類の提出・確認

- ・ 利用者は、以下の事前申請書類を市（**介護保険担当窓口**）へ提出します。
- ・ 市は提出された書類等により、保険給付として適当かどうか確認します。
- ・ 市は確認した結果を、利用者宛に郵送で通知します。

（事前申請書類）

- 支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事見積書
- 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（図面・平面図と日付入りの工事前写真）
- 住宅の所有者の承諾書（改修を行う住宅の所有者が当該利用者でない場合）
- 受領委任状（事業者の同意が得られた場合）



③. 施工→完成



④. 住宅改修費の支給申請・決定

- ・ 利用者は、工事終了後に領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を市へ提出し「正式な支給申請」を行います。
- ・ 市は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、該当住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給します。

（提出書類）

- 住宅改修に要した費用に係る領収書（コピー可）
- 工事費内訳書
- 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの）
- 償還払い連絡票（償還払いで口座に変更があった場合のみ）

※退院又は退所後に居宅での生活を行うため、入院中又は施設入所中に改修する必要がある場合は、在宅に戻って改修後の住宅で実際に生活することが必要になります。退院・退所しないこととなった場合は、住宅改修費は支給されません（全額自己負担になります）。また、住宅改修中に要介護高齢者が死亡した場合は、原則として本人による使用実績がないものとして介護保険対象外となります。